

児童手当制度のご案内

(令和6年10月分から新制度に)

POINT①

対象児童の年齢拡大（高校3年生相当年齢まで）



支給対象児童の年齢は、中学生までから高校3年生相当年齢まで(18歳到達後最初の3月31日まで)拡充されました。

POINT②

第3子以降の支給額増（第3子以降3万円）



第3子以降の多子加算カウント方法は、22歳年度末までの子で受給資格者に経済的負担がある場合には、カウントが可能となり、第3子以降は月額3万円(多子加算)となります。第3子以降の多子加算カウント方法は裏面もご覧ください

【支給月額】

- 3歳未満:1万5千円(第3子以降は3万円)
- 3歳～高校生相当年齢:1万円(第3子以降は3万円)

POINT③

所得制限なし



支給要件のうち、所得制限が撤廃され、所得に関係なく支給されます。

POINT④

支払月の変更（2か月に1回：年6回）



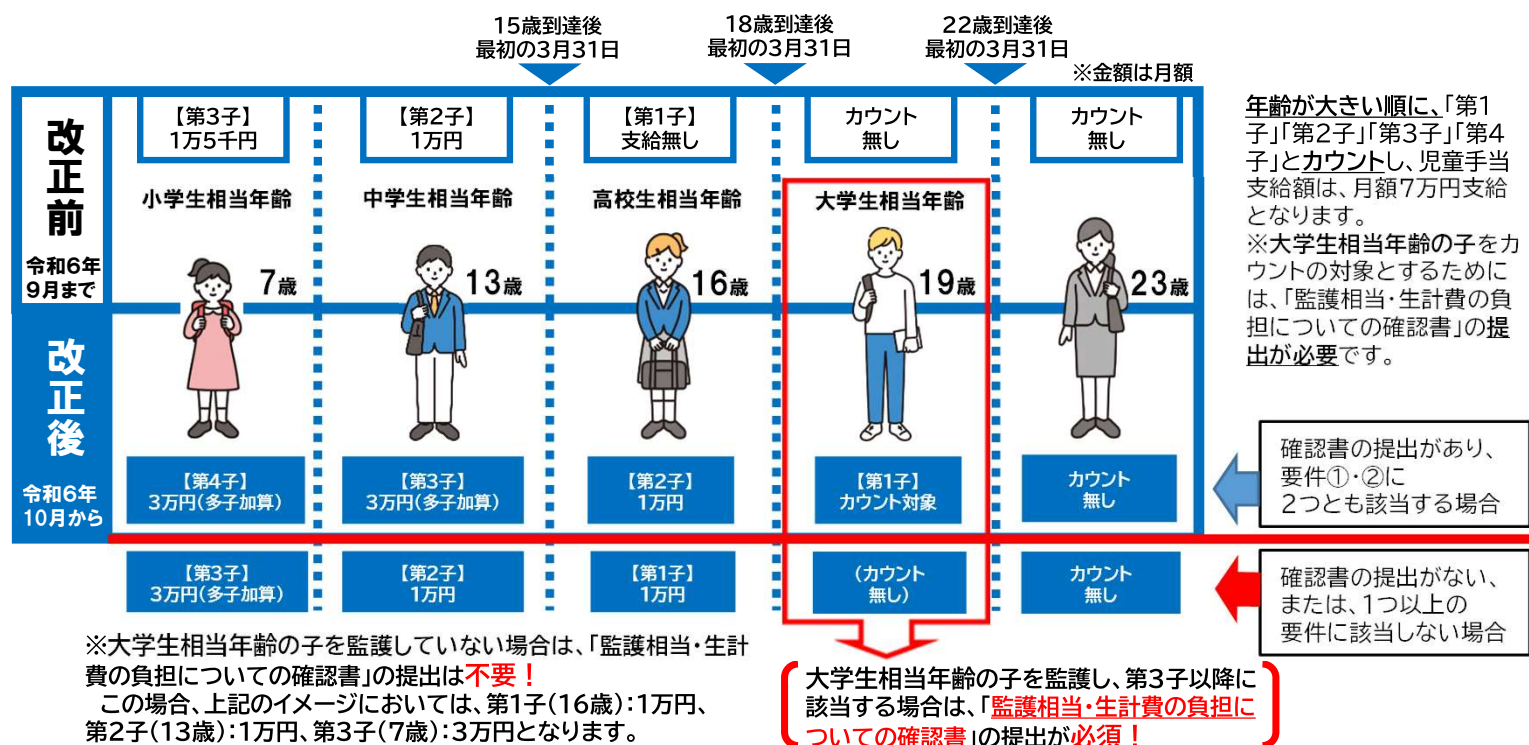
児童手当の支給回数が年6回となり、偶数月の各10日に支給されます。

※支給日が土曜・日曜・祝日にあたる場合は、その直前の金融機関営業日が支給日となります。

2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
2か月分		2か月分		2か月分		2か月分		2か月分		2か月分	

第3子以降の多子加算カウント方法例

※支給対象は高校3年生相当年齢まで



「監護相当・生計費の負担についての確認書(監護相当・生計費確認書)」の要件

- ①大学生相当年齢の子について、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている。
- ②大学生相当年齢の子について、生計費の相当部分を負担している。
(大学生相当年齢の子自身が、自立して生活を営んでいる場合には該当しません。)

※大学生相当年齢の子とは・・・

「18歳到達後最初の3月31日を経過した子から、22歳到達後最初の3月31日までの間にある子」を指します。

児童手当に関する必要な各種申請・届出

※詳細は、「市HP」をご確認ください！

①	認定請求書	出生・市外からの転入等で、新たに児童手当を受給する場合。
②	別居監護申立書	受給者と児童が別居になった場合。(同居保護者からの同意が必要です。)
③	養育状況等申立書	婚姻や転居(児童が別居から同居になった)等、養育状況に変動があった場合。
④	監護相当・生計費確認書	大学生相当年齢の子を養育し、第3子以降の多子加算を受ける場合。
⑤	額改定届(増額・減額)	養育する児童数に変動があった場合。
⑥	振込先金融機関変更届	振込先金融機関を変更する場合。 受給者の変更は別の届出が必要です。 (配偶者名義または、児童名義への口座変更はできません。)
⑦	現況届	提出が必要な方へは、毎年5月末に、市から送付します。
⑧	消滅届	受給者の市外転出等、児童手当の受給要件を満たさなくなった場合。
⑨	不足書類提出	各種届出の不足書類がある場合。



※児童給付担当窓口・各支所・郵送での提出可能

①⑤⑦⑧ ぴったりサービス (要マイナンバーカード)	③養育状況等 申立書	④監護相当・ 生計費確認書	⑥振込先 金融機関変更届	②⑨ 不足書類提出

【お問合せ先・郵送先】松戸市 子ども未来応援課 児童給付担当室(新館9階)

〒271-8588 松戸市根本387-5

電話:047-366-3127 受付時間:平日 9:00~16:30



〈市HP〉